Ｒ２年度　公文書開示（８月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R2.6.15	R2.8.14	都営バス最新の音声合成の行先コード単位の放送内容原稿（全系統）	6314	1															自動車部 営業課
2	R2.8.17	R2.8.27	三田線日比谷駅改良建築工事に係る、（変更）工事設計内訳書（統括）、（変更）工事設計内訳書（建築）、（変更）工事設計内訳書（土木）	223	1															建設工務部 建築課
3	R2.7.6	R2.8.28	平成29年7月12日開札の「コールセンター運営業務委託（長期継続契約）」の公表から入札経過までの文書	108		1					1	1	1		1				（第７条第２号） 担当者の氏名は、特定の個人を識別できる情報であり、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため （第７条第３号） ・電話番号及びＥ－mailアドレスは当該企業が公表しておらず、公にすることにより、当該企業の事業運営上の地位が損なわれるため ・企業の経営上、営業戦略上重要な情報であり、開示した場合、当該企業は守秘義務違反になり契約相手方からだけでなく取引先全体に対し、信頼の失墜を招き、また競合他社に経営上の情報を知られることになり、当該企業の社会的評価や競争上の地位が損なわれると認められるため ・これを開示した場合、当該企業が公表していない契約相手を公にすることになり、当該企業の事業運営上の地位が損なわれるため ・企業の経営上、営業戦略上重要な情報であり、開示した場合、契約相手方から取引停止や損害賠償請求を受けることになり、当該企業の競争上、事業運営上の地位が損なわれると認められるため （第７条第４号） 押印されている印影は、公にすることにより、偽造等のため当該企業の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため （第７条第６号） ・開示した場合、以後当局が行う同種の契約において、見積金額の高止まりを招く等、契約事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため ・開示した場合、当局の予定価格が推知され、以後当局が行う同種の契約において、見積金額の高止まりを招く等、契約事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため ・開示した場合、コールセンター業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	資産運用部 契約課
4	R2.7.1	R2.8.28	都営バス「運行表」（最終改訂版）全営業所全仕業分 都営バス「運行計画概要書」（最終改訂版）全営業所分	4800	1															自動車部 計画課